

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域計画を変更するので、同法第19条第7項の規定により地域計画（案）を公告し、次のとおり縦覧する。

なお、利害関係人は、地域計画（案）について意見書を提出することができる。

令和8年5月7日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 縦覧に供する書類の名称
  - ・地域計画（北部地区及び山梨地区）
  - ・目標地図（北部地区及び山梨地区）
- 2 縦覧場所
  - ・四街道市役所地域共創部産業振興課
  - ・市ホームページ
- 3 縦覧期間  
令和8年5月8日から令和8年5月21日まで
- 4 意見書の提出方法  
郵送、持参、メール及びFAXにより、四街道市役所産業振興課農政係に提出する。